

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

- 1 日時  
平成 24 年 3 月 21 日（水曜日）  
午後 1 時 44 分開会、午後 2 時 23 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、郷右近浩委員、  
名須川晋委員、千葉伝委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
村上担当書記、高橋担当書記、山舘併任書記、漆原併任書記、佐藤併任書記
- 6 説明のため出席した者  
東大野農林水産部長、橋本副部長兼農林水産企画室長、竹田林務担当技監、  
小岩農林水産企画室企画課長、高橋農林水産企画室管理課長、  
大友団体指導課総括課長、小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、  
佐野林業振興課総括課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
(1) 議案の審査  
議案第109号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第1号）  
第1条第2項第1表中  
歳出 第6款 農林水産業費
- 9 議事の内容  
**○高橋昌造委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。  
本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。  
議案第 109 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費を議題といたします。  
当局から提案理由の説明を求めます。  
**○橋本副部長兼農林水産企画室長** 農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げ

ます。

議案（その8）でございます。1ページをお開き願います。議案第109号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第1号）であります。3ページをお開き願ひまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額14億9,441万3,000円を増額しようとするものであります。これは、放射性物質による被害を受けた原木シイタケの生産者に対する追加支援対策として、集出荷団体等と協調して今後のシイタケ栽培の再開に必要な資金を供給するとともに、放射性物質の指標値を超えた原木等の処分に要する経費等について増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の5ページをお開き願います。6款農林水産業費、4項林業費、2目林業振興指導費のしいたけ等原木安定供給促進資金貸付金は1億900万円の補正であります。これは放射性物質濃度が指標値を超えたために使用できなくなった原木シイタケのほだ木を更新して、シイタケ生産者の経営継続を支援するとともに、安全、安心で高品質な特用林産物の生産を推進するため、原木生産を行う森林組合等に必要な資金を貸し付けするための原資を関係団体に預託し、シイタケ原木の安定供給を図ろうとするものであります。

次に、原木しいたけ経営緊急支援事業費は13億8,541万3,000円の増額ですが、原木・ほだ木処理事業費補助は、県が実施する放射性物質調査で指標値を超過し、使用を制限された原木やほだ木の一時保管並びに処分に要する経費について市町村に対し補助しようとするものであり、原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金は放射性物質の影響による出荷自粛や風評被害等により資金繰りが悪化しているシイタケ生産者の経営を支援するため、集出荷団体が行う生産者に対するつなぎ資金融資に係る原資を融資しようとするものであります。

以上で議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 それでは、数点質問させていただきたいと思います。

まず、平成24年度の当初予算の中にもシイタケ等に対する支援策等を盛り込んでいる中で、適時必要に応じて緊急的な対策をこの時点で講じようとしたことについては高く評価したいと思います。その上で、第1に放射性物質に関するものは東京電力が第一義的には賠償責任を負うということは、これは当然のことです。そういった中で、予算特別委員会の中でも4月中に払うというような賠償を3月末までに払ったらどうかとか、さまざま御意見等もあったところですが、この問題についてはこれからの事務量のことを考えてみたり、これから発生する、起こり得る作業を考えてみたりすれば、現実問題私は難しいと思うわけであって、これはしようがないと感じております。

それで、今回このような形で貸付金等の支援策がのったわけですが、貸付金等の

中の原木に対する支援で、例えば自家で調達、自前で調達、山のほうで調達している方もあれば、購入している方も実際あるわけであります。そういった価格差等も十分この支援策の中で必要であれば見込まれるのかどうか。

また、原木、ほだ木という観点からいくと、打ち込みのこまとか、そういった必要部分、原木からほだ木に実際になる過程の中で必要な経費についても十分措置されようとしているのかどうか。

また、原木、ほだ木の処理についてですけれども、規制値以上の数値が出た原木、ほだ木については、例えば市町村にその処理方法について、また管理の方法についてどのような話をしながらこのような支援事業を実施しようとしているのかお伺いします。

**○佐野林業振興課総括課長** まず、原木の調達価格についてどう見たかということですが、基本的に山からとか購入とかということより、基本的に購入で見えておりますので、その範囲内で所要額が措置できると考えております。

また、植菌等のこまに要する経費につきましても、標準的な単価でもってこまの植菌購入費、植菌費と植菌に係る労務費を見込んで措置しているものでございます。

2点目、規制値を超えた原木、ほだ木の処分について、市町村との話し合いはどのようなお尋ねでございまして、実は林野庁のほうからは150ベクレルを超えたものについては、処分方法が具体的にはまだ示されておらず、一般廃棄物扱いということのみが示されております。そういった中で、先週ですが県南の4市町のほうにも、担当なり私が出向いて、こういった考え方で今進めようとしているという申し入れを始めた段階で、これから国の方針も示されるであろうし、また予算の措置も踏まえてきちんと相談しながら、市町村の協力を得て進めていきたいという申し入れを行ったところでございます。

**○工藤大輔委員** わかりました。それで、今回のしいたけ等原木安定供給促進資金貸付金についてですけれども、この金額になった積算の根拠をお示してください。

また、原木シイタケの処理についての方法について、国から内容が示されていないという答弁であったわけですが、その際の管理方法だとかというものは、これは早急に詰めておかなければならない事案だと思います。それについてはどのような形になっているのかお示してください。

**○佐野林業振興課総括課長** まず、貸付金についての積算でございますが、使用制限原木、ほだ木更新につきましては、1本当当たりの再造成費用の単価は360円と想定いたしまして、更新が必要になるほだ木の本数を109万本と見込んで3億9,200万円ほど。

〔「貸し付け」と呼ぶ者あり〕

**○佐野林業振興課総括課長** 失礼いたしました。1億900万円の内訳のほうでございます。1億900万円につきましては、これは山から買ってくる原木ということで、1本当たり単価が100円と見ておりまして、先ほど申し上げました109万本に掛けて1億900万円という積算でございます。

それから、国からなかなか処分方法、管理方法が示されない中でどのようにということ

でございますが、これも再三再四昨年来、林野庁に申し入れしておりますので、早く示すように引き続き強く申し入れしていきたいと思っております。

○**工藤大輔委員** わかりました。国に対して保管方法、そして早期の処分方法を確立するように、そして現場が混乱しないような形で速やかにその方向性を示せるように協議を進めていただきたいと思います。

原木のほうの1本100円ということで、109万本でこの金額だということの根拠はわかりました。そうすると、こまだとかその他の必要な分については、原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金の中で見込まれているということであれば、こちらのほうの積算した根拠というか、なぜこのような金額になったのかをお示してください。

○**佐野林業振興課総括課長** 原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金11億5,200万円ほどの内訳でございますが、先ほどちょっと間違えて説明した部分ですが、まず使用制限原木、ほだ木の更新につきましては、原木の購入費及び植菌の購入費、そして植菌に係る労務賃を含めまして1本当たり360円で、対象のほだ木109万本を掛けまして予算規模を3億9,200万円ほどとしております。

また、生産物に対する支援ということで、平成23年産の干しシイタケ、これは4市町で出荷自粛がかかっているもの及び返品されるものを想定しております。集出荷団体が取りまとめて融資する形をとっております。平成23年産に対する生産物についてのつなぎ融資については1億2,400万円ほど、さらに平成24年産につきましては干しシイタケに加えまして生シイタケも一部の地域で新しい規制値を超えることも想定されます。こういったこともあわせて、平成24年産に対するつなぎ融資として6億3,400万円ほど、処分経費等合わせまして11億5,200万円と見込んでおります。

○**工藤大輔委員** ということは、これは既に農協系統の分野については賠償が決まっている、森林組合系統のものが決まっていないという、その多くは森林組合系統のほうによるものなのかどうか確認をお願いします。

それと、結局これは岩手県森林組合連合会、市町村、そして集出荷団体への貸し付け等になる、また補助事業ということになるわけですが、生産者から直接もらうのは、結果的には賠償請求で得たお金がそのまま入ってくるという認識でよろしいのかどうかお伺いします。

○**佐野林業振興課総括課長** JA系統につきましては、これまでに請求がされている部分がありますし、さらに出荷自粛に係る分、それから返品に係る分、これについてもこれからJAのほうで取りまとめがあるということになります。森林組合系統に関しましては、まだ取りまとめができていませんので、まず風評被害分、それから今申し上げた返品分です。こちらのほうについて取りまとめの上、東京電力に請求するという段取りですので、両系統について平成23年産はあり得ると、それから平成24年産については今後も両系統において取りまとめ、請求の都度、融資を行うという考え方でございます。

また、このつなぎ融資に対する償還というか返還については、いずれ両系統に対して県

としてはつなぎ融資を行いまして、両系統ではそれぞれの生産者からの窓口の取りまとめ、その額に応じて県に対してつなぎ融資を求めると。そして、東京電力から賠償が入ってきたのを原資に両系統から県のほうに償還されるという仕組みを考えております。

○**工藤大輔委員** わかりました。いずれ更新、再生産、販売に対するそれぞれの対策がしっかり講じられていると感じたところであります。今後ともこのような事例がどの時点でどのタイミングで発生するかわかりませんが、発生した際にはこのような即時の対応をこれからもとっていただきますようお願いを申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○**大宮惇幸委員** 今、工藤委員のほうからの質問の答弁の中で、ほだ木の単価設定が 100 円という説明がありましたけれども、この 100 円という単価はどこの段階の 100 円なのか。実勢価格をもちろん調査しての上でのことだと思いますけれども、この単価では、たしか今の流通している単価ではないと認識しておりますけれども、その辺のことをお示しくください。

○**佐野林業振興課総括課長** 100 円掛ける 109 万本ということで、岩手県森林組合連合会のほうに貸付金という形で支援するわけですが、これについてはいわゆる山買いして、円滑に木を出していただくための支援ということで、実際の購入価格の 2 分の 1 相当という形で貸付金として回すという考え方で措置しようとしているものでございます。

○**大宮惇幸委員** そうすると、ほだ木の単価の半分ぐらいの補助という理解なのですが、150 円なり 180 円になる可能性はあるわけですよね、生産者の庭先に届くと。そうした場合のその後の負担は生産者が負担するということなのですか。

○**佐野林業振興課総括課長** これは、あくまで生産者のもとに木を返還する、届けるために素材生産者ですね、山で切る素材生産者が円滑に山から出せることを支援するものでありまして、生産者自身、キノコ栽培される方自身がほだ木、原木を購入する価格については 1 億 900 万円ではない、11 億 5,200 万円のほうの中で生産者に対して措置することで見ておりまして、その中身としては一応原木分を 200 円と見ております。

○**高田一郎委員** 再生産に必要な支援策ということで説明を受けとめました。そこで、まずしいたけ等原木安定供給促進資金貸付金ですけれども、これは岩手県森林組合連合会に対して年 0.8% で貸し付けするということなのですかけれども、末端のシイタケ生産農家はどのぐらいの利子で借りることができるのかという、その点が一つ。

もう一つは、昨日私もシイタケ生産農家を回ってきたのですが、岩手南農協管内では、種の購入が昨年と比べて 3 割も減だと話をされました。ことしは、かなりの生産農家が植菌をしない、そういうことになると、2 年後、3 年後には相当な所得が落ち込むということになると思います。なぜそうなっているのかということをお聞きしますと、私の近くの岩手南農協管内では、ほだ木の購入に対して、実際の近くの山林地主から立木を購入して、そして幾らでも安くほだ木を購入しようということで頑張っていて、そして 1 本 40 円とか 50 円のそういう価格で購入して生産をやっているわけです。これが例えば 1 本 200 円とか 150 円とか、そういう価格になりますと、とても生産する気持ちに

なれないということなのです。だから、この貸付金の対応だけで本当にいいのかなという疑問を持ちます。それに対してどのような考えを持っているのかというのが二つ目です。

もう一つは、いわゆる山林地主と直接契約をして立木を購入しているわけですが、汚染されて立木を購入できないと、あるいは地主についても契約が破棄されるということになりますと、山林を持っている地主は所得が入るはずが入らないという、そういう問題が起きるわけです。そういう場合の東京電力に対する補償というものは補償の対象になるのかどうかという、その点についてもお聞きしたいと思います。

**○佐野林業振興課総括課長** まず、しいたけ等原木安定供給促進資金貸付金 1 億 900 万円と申しますのは、先ほど工藤委員、大宮委員にお答えしたとおり、山から木を切って出すことを円滑に進めるために、山側である岩手県森林組合連合会に対して貸し付けを行うというもので、末端の生産者の方はこちらのほうではなくて、原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金という形になりますので無利子ということで、これは無利子の担保なのですが、東京電力への賠償請求を行った方に対して行った額を限度にという考え方でございます。

それから、どういった金額で原木を購入するかは、その分東京電力に請求することになりますので、今まで 80 円で原木を購入して、種こまを買って、植菌していたという方が 200 円になっても、東京電力にその分がふえたということで請求するというので、その分の資金をこちらからつなぎ融資するという考え方ですので、そのあたりでは負担は生じないことかと思えます。

それから、山林地主への補償につきましては、現在のところ東京電力のほうからは示されておられません。

**○高田一郎委員** 山林地主に対する、原発事故に伴う損失ですから、当然賠償の対象にすべきだと思いますし、そういう立場で対応していくべきだと思うのですが、その点についての答弁をいただきたいと思えます。あとの点については了解いたしました。

そこで、原木しいたけ経営緊急支援事業費ですが、ほだ木の処理、これは 2 億 3,326 万円の予算措置になっていますけれども、これは恐らく市町村と共同で農家の負担がなく処理するものだと思いますけれども、この積算根拠、大体この処理はどの程度と見ているのか。

そして、この処理方法ですが、今の答弁を聞きますと、まだ国のほうの対応が示されていないということですが、いつごろ示されるのかと。いずれ、ほだ場から汚染されたほだ木などを別の場所に移さなければ再生産できないわけです。ところが、いろいろ農家に聞きますと、場所がないとかいろんな課題がありますけれども、今、再生産の支援策を打ち出しても結局生産できる場所がないということになるわけで、やっぱり国の対応待ちにならずに対策をとっていく必要があると私は思うのですが、前回の事例を見ても、今年の春ごろから市町村、生産者は早く検査してほしいという、こういうことに対して国の基準が示されないということで、ずっとずっとおくれて 10 月 6 日に国の通達が出されて、それから対策をとって後手後手の対策になったという、そういう教訓からし

でも、本当に国の対応待ちになっていいのか。やっぱり県としても、国の対応待ちにならずに特別な対策をとって対応していくべきだと私は思うのですけれども、その辺についてどのように考えているのか示していただきたいと思います。

**○佐野林業振興課総括課長** まず、山林地主の問題につきまして、いずれ東京電力の原発事故に起因する損害については、早期かつ確実に支払われるように求めていくという基本線を進めてまいります。

それから、ほだ木の処分経費2億3,300万円ほどの部分の積算でございますが、これにつきましては牧草の処理費用と同様に、いずれ農家負担のない形、そして市町村においても負担のない形で、県が補助をおこなって、県としてそのように東京電力に賠償請求していくという考え方で積算しております。仮保管経費ですとか運搬経費、それから焼却、埋却経費についてそれぞれ109万本を更新するとして、という積算をしております。

**○竹田林務担当技監** 原木林、山林地主に対する補償というような御質問があったわけですが、いずれ県としましては今回の補正でお願いする予算において、国の方針を待たずに仮保管の経費も見ております。そういった形で、当面現場においては、ほだ場から規制値を超えたほだ木を一時的に保管する必要があると考えて、この仮保管経費を補正でお願いしたところでございます。ほだ場から一時的に保管する場所等については、これは生産者団体、あるいは個々の生産者、そして市町村、そういった形で個別に御協議させていただきますけれども、とりあえず、ほだ場から規制値を超えたほだ木を出すという経費は、今回の補正予算でお願いしているものでございますので、国の方針がそのとおりのまなわけですが、当面生産を継続できるような状況にはしたいなということで考えたものでございます。

**○高田一郎委員** 予算措置をされても、実際に例えば汚染されたほだ木、ほだ場から別の場所に移して、仮保管場所に移さないと、新しいほだ木を購入して、そこに植菌をして、生産できないわけです。今生産現場からいろいろお聞きしますと、そういった処理について何の説明もされていないということですから、せっかくこういう予算措置をされても予算が執行できないというのであれば、何のための補正予算なのかなと言わざるを得ないと思うのです。だから、国の対応待ちにならずに保管場所を探して、いち早く仮保管するというような対応をしていかなければ、本当の意味での再生産というものができないのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

**○東大野農林水産部長** ほだ木の処分に関する部分ですが、最終的にどういう処分方法をするかというのは、国のルールに沿ってやらないと、その処分自体がやり返しになる可能性があるのですが、一たんとにかく保管するという方法も今の状態の中では必要になるというのではないかとということで、補正予算では一時保管の分も見てございます。

それで、あと牧草の場合もそうなのですけれども、生産者個々によって、それぞれ場所の環境なりが違いますので、一概にどこに集めるとかということがしにくい状況だと思っております。ある生産者については、ほだ場近くに一時保管できる場所があるかもしれない

いし、全く委員のおっしゃるようにはできない、そういう場所を新たに見つけなければならぬかもしれない。それは、個々の生産者の方々の事情に合わせて選択していかないと物事が進まないと思っていますので、先ほど竹田林務担当技監が説明させていただいたとおり、さまざまなケースが出てくる、それに対応しながらどうしていくかというのが県、それから市町村なり、各地域の生産者団体なりが相談しながら——生産者の方はもちろんですけれども、一つ一つ決めていく方法をとらなければならないと考えてございました。

国の対応待ちにならずにという点につきましても、今、実際に国がどう処分するのが適切だというのが示されていない中で予算をお願いしてございますので、牧草に例をとって、恐らくこういう処分方法、お金がかかるだろうという中で予算措置をお願いしてございました。その中にはおさまるとして提案させていただいてございましたけれども、そこは国が最終的にこういう処分方法をしなさいというような示唆があれば、すぐに動けるように今回の予算措置をぜひお願いしたいということです。

**○高田一郎委員** 農家の皆さんが苦悩しているのは、国がしっかりとの方針を示さないというところにあると思いますし、やっぱり生産者団体、市町村も県もそこに翻弄されていると思うのです。だから、国に対して早く処理方法を示してほしいということは強く求めてほしいと思います。

同時に、国の対応を見ているといつになるのかというような思いがあるのです。だから、ここは生産者の皆さんとよく相談をしながら、知恵を出して、こういう処理方法があるということをよく議論して、国の対応待ちではなくて、知恵を出して、国にこういう方法ならいいのではないかとということを要求していくということが私は必要だと思うのです。稲わらの場合もそうでした。結局なかなかまとまらなくて、大分前から農家は自己保管がいいのだということはずっと提案してきたのです。だから、なかなかそれも実現できなくて、結局今のような状態になったということを見ても、農家の皆さんとよく話し合いをして、国に提案していくというか、そういうスタンスで取り組んでいってほしいと思いますけれども、最後に部長の見解をお伺いして終わりたいと思います。

**○東大野農林水産部長** たびたびうちの関係の事例を出して申しわけございませんが、今、草地更新をかけてございます。これも福島での知見があったのを受けて、本県のほうから提案して、ぜひあの手法を使って草地更新させてほしいというお願いを国にし、8月に県単であるときは補正予算措置していただきました。そのように、こちらのほうからも働きかけて、この方法で了解してくれというような働きかけもしながら、この処分の問題についても解決する方向に持っていきたいと考えてございます。

**○郷右近浩委員** 私からも1点質問させていただきます。

質問に先立ちまして、今回この補正予算を組んでいただきましたことは、我が会派の工藤大輔委員のほうから当初お話があったとおり、本当に当初予算についてきめ細かく見ていこうというあらわれかなということで、ありがたく思っております。そうした中でありますけれども、きょうこの補正予算が議決になった後ですけれども、どのようにして生産



者の方々に今回のスキームというか、そうしたものを説明するかという、その流れというのをどのように考えておられるか、お話しさせていただきたいと思います。

**○佐野林業振興課総括課長** まず、あすにも振興局を集めて検査の方法等についての打ち合わせすることとしております。その後、速やかに生産者の中に、振興局を通じるか、あるいは本庁から直接出向くかも含めまして考えますが、できるだけ早期に生産者のほうに届けるようにしてまいりたいと思います。

**○郷右近浩委員** ありがとうございます。本当に生産者とひざを交えて、そしてきちんと説明していただきたいと思います。といいますのも、肉牛、肥育牛のときでしたけれども、あのときはケースが違うわけではあります、やはり貸付金であったりとか一時金であったりというやりとりの部分、この部分が非常になかなかわかりづらくて、一回お金借りてもそれを返さなければいけないのではないかとか、さまざまな部分について、例えば県がこの分を先回りしてやっているのだというような部分であったり、そうしたものをきちんと丁寧にしないとやはり不安というのがぬぐい去れないと思います。そうした中であって、実は私の住んでいる奥州市においても、市議会の中で過日、今回ほだ木は県が買い取ってくれるのだといったような報道が出たりしております。そうしたような状況でありますので、やはりきちんとその部分は買い取るのか、それとも融資なのか、何なのかという部分をきちんと整理して、ぜひともお話しさせていただきたい。そして、本当に不安というものを早期に解消していただきたいと要望させていただきたいと思います。その点につきまして、部長、よろしくお願いします。

**○東大野農林水産部長** 放射性物質関係の支援ですけれども、もともとの原因は東京電力に責任があるということで、助成という形がなかなかとれない、そういう状態でございますので、そういうところが生産者の方々にとってわかりにくい支援の仕方になっていると思っています。したがって、融資であるか、補助であるか、そういった点は明確にして、生産者の方がよくよく理解できるような形で説明しあげるように努力してまいります。

**○吉田敬子委員** 済みません、確認をさせていただきたいのですが、今回の支援策は 150 ベクレル以上ということで、4 月以降はこのほだ木に関しては 50 ベクレルに下がるのでしたでしょうか。その確認と、そうなった場合の支援策との関係性を、もう一度確認をお願いします。

**○佐野林業振興課総括課長** 予算特別委員会でもお答えしたかと思いますが、国からはまだ案の状態ということで、原木、ほだ木につきまして 50 ベクレルパーキログラムと言われておりますが、今回の支援策、109 万本というもとなる数字の中では、50 ベクレルに指標値が下がった場合に対象となるであろう本数という形で想定しておりますので、50 ベクレルに対応した措置をお願いしたいということで、予算に盛り込んでいるところでございます。

**○高橋昌造委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。